

大阪市規則第114号

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に

関する規則の一部を改正する規則

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則
(平成5年大阪市規則第49号)の一部を次のように改正する。

第15条の2第1項第2号中「大阪府内に」を「大阪市内に市長が別に定める基準
に適合する」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成29年6月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項の規定による許可を受けている者に係るこの規則による改正後の大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則第15条の2第1項第2号（同規則第17条第3項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、当該許可の効力が失われるまでの間又はこの規則の施行の日から平成30年3月31日までの間においては、同号中「大阪市内」とあるのは「大阪府内」とする。